

第3回犯罪被害者等基本計画検討会検討予定事項に関する意見

東京医科歯科大学 山上 皓

5月26日付けで送付を受けた犯罪被害者等基本計画骨子案（2）および関係省庁の取り組みに関する資料の内容に関し、以下のような意見を表させていただきます。

1. 厚生労働省関係

【基本法第14条関係（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）】

1）PTSD等に関する医療・福祉サービス

- ①PTSD発症の予防のためにも、性犯罪被害者や被害者死亡事件の遺族等には、一定期間カウンセリングを無料で受けられる制度を作っていただきたい。
- ②PTSDを発症した場合、一定期間のカウンセリングを保険適用としていただきたい。
- ③PTSDの有効な治療薬として海外で広く用いられているSSRI（選択的セロトニン再取り込み阻害剤）等の、治療薬としての認可を急いでいただきたい。
- ④精神保健福祉センターおよび保健所に、犯罪被害に対応すべき部署或いは専門の（研修・教育を受けた）担当者を定め、被害者が安心して相談できる体制を整えてほしい。

2）後遺障害に関する医療・福祉サービス

- ①高次脳機能障害者支援モデル事業は、一層の充実を図り、障害の特徴に応じた適切な支援サービスが得られる体制を整えていただきたい。
- ②重い後遺障害を有する被害者の入院医療における経費負担を軽減して頂きたい。
- ③重い後遺障害を有する被害者を在宅で介護する家族の負担を軽減する施策、訪問看護や介護

3）女性被害者・少年被害者に対する医療・福祉サービス

- ①DVおよびストーカーの被害者に対応しうる専門職の育成を図って頂きたい。
- ②DVおよびストーカーの場合、加害者自身も治療的援助を必要とする場合も多く、加害者対応をも含めた専門職の育成が必要と思われる。
- ③児童相談所や児童福祉施設の現状は、増大する児童虐待に対応しきれない。施設の拡充と、専門職員の増員を急いでいただきたい。

4）犯罪被害者等に精通した心理職・精神科医・法律家等の養成

- ①専門職のための教育・研修の質を高めるためには、PTSD等に関する研究・教育体制の大幅な拡充が必要とされる（基本法第21条関係）。

5）その他医療・福祉サービスの充実

- ①医療の場において、犯罪被害者や遺族が深刻な二次被害を受けることが少なくない。救急の医療や、産婦人科医療の場などにおいて、被害者やその家族の心情を配慮した対応ができるよう、指導していただきたい。
- ③地下鉄サリン事件のときように、多くの被害者に未経験の中毒性障害が生じたような場合には、その病態の解明と治療法の確立のため（新たな重大な感染症の発生の場合と同様に）、厚生労働省が直ちに研究班を作るような姿勢が必要と思われる。

【基本法第15条関係—安全の確保】

- ①犯罪被害者には、安全確保のため迅速な対応が必要とされる場合が多く、一時保護施設（児童相談所、女性助成相談所）の利用に関しても、その点を配慮して対応していただきたい。
- ②省庁間の連絡制度：犯罪被害者には継ぎ目のない支援を行うことが肝要で、連携と協力のもとで責任ある対応がなされることを期待したい。

2. 法務省関係

【基本法第14条関係—犯罪被害者支援に精通した法律家の養成】

- ①検察、矯正および更生保護官署職員の研修教育への取り組みの充実は評価される。その成果を、それぞれの行政の現場の末端にまで浸透させていただきたい。(遠隔地に住む交通死亡事故遺族が、担当副検事に何度も面会を求めたが、多忙を理由に断られ続けた例がある。)

【基本法第15条関係—安全の確保】

- ①出所時の情報提供については、警察との協力関係が深まっていることは評価される。ストーカー事件等再被害のおそれがある被害者の負担を減ずるため、警察を窓口とする連絡網を確立して頂きたい。
- ②「更生保護官署及び保護司による犯罪被害者支援」は、ぜひ積極的に推進して頂きたい。そうすることで、被害者が必要とするときには、加害者に関する情報の入手や、加害者との接点を持つことが容易となり、被害者支援につながる。

法務省による更生保護への熱心な取り組みは評価されるが、加害者支援に偏する行政の現状は、国民の行政に対する不信を醸成するおそれがあり、その一端が、無期囚等の恩赦に関連してなされる「被害者感情調査」の現場において如実に示されている。参考までに、被害者感情調査の際のある遺族の言葉を、付記させていただく(本頁末参照)。

我が国においても、「司法保護」の視点から、重大事件発生時に「被害者保護」が「犯罪者更生保護」とともに開始される体制を整えていただきたい。

【基本法第19条関係—保護、捜査、公判等の過程における配慮等】

- ①ビデオリンクや遮蔽措置等が公判における被害者保護に貢献していることは評価されるが、設備が不足していて、被害者のニーズに充分応えられる状況にはない。設備の一層の充実と、そのような保護措置の存在についての広報(被害者への周知等)を心がけていただきたい。

【付記】

Aさん(調査当時46歳、主婦)は、生後間もなく父親を病気で失い、生後2か月で強盗犯(Mら)に母を殺害された。親戚に引き取られ、高校を出た後若くして結婚、家庭を大切に3人の子供を立派に育てあげられた。Aさんは子供の頃に親戚から事件のことを聞かされたが、犯人の事を初めて知ったのは、Mの恩赦のために行なわれた被害者感情調査の時である。(Mは15年間服役した後仮釈放され、以後30年間保護観察を受けながら努力して更生の道を歩み、社会的にも成功して、遺族への慰謝の気持と恩赦への希望を持っていた。)Aさんが、保護司による最初の訪問を受けた後で保護観察官に宛てて書かれた手紙には、次のような記載が見られる。

<調査開始時のAさんからの手紙より>

「私は46年間放っておかれました。本人からも、国からも、誰からも、何の償いも受けることなく、ただ放っておかれました。…本人の行為により、生活のすべてに、どれほど筆舌に尽くしがたいくらい影響を受けたか、計り知れません。なにより、乳飲み子を残して死なざるを得なかった母の無念さを思うと、絶対に許せません。母の無念を誰が代弁するのか。本人の恩赦については承伏しかねます。…本人に恩赦を与えなければならない必然性が理解できません。いったい何のためなのか。私たちが受けた苦痛が癒されていないのに、本人が許されるということ、また許す必要があるということが、納得できません。」

(関連文献)

山上 皓：被害者の心理と被害者援助。 更生保護 2002年11号 p12-18,
全国被害者支援ネットワーク：犯罪被害者への早期支援の充実に必要な施策についての総合的研究。(台湾における被害者保護) 社会安全研究財団 平成14年度調査研究報告書 2003年3月

3. 最高裁判所関係

【基本法第19条関係―保護、捜査、公判等の過程における配慮等】

- ①研修、教育への取り組みは評価されるが、他の関係省庁に比して、現場職員への浸透が遅れている。職員の意識改革と、被害者の視点からの従来の業務形態、姿勢の見直しが必要と思われる。
- ②裁判所に被害者に対応する窓口を作り、被害者の抱える問題について精通し、適切な配慮のできる職員をそこに配置していただきたい。（例えば、検察庁における被害者支援員のような方を）
- ③裁判所内に、被害者が安心して過ごせる部屋を用意し、証人や傍聴人として訪れる被害者及びその関係者が必要に応じて使用できるようにしていただきたい。

4. 警察庁関係

【基本法第15条関係―安全の確保】

- ①ストーカー事件等再被害のおそれがある事件の被害者に対し、安全を保証し、安心感を与えられるような支援策の充実をしていただきたい。（関係する警察官の連絡、矯正や更生保護官署との連絡網を含めて。）

【基本法第19条関係―保護、捜査、公判等の過程における配慮等】

- ①職員の研修、教育の充実は、評価されるが、現場の末端までの浸透が課題である。
- ②関係職員の対応については、評価されるところが多いが、次のような点について、対応策を検討していただきたい。
 - ・ 被害者が訴え出ても、証拠が不十分なため事件化できないと捜査官が感じたときの対応（性被害などの場合、このときの対応で二次被害を与えることがしばしばある。）
 - ・ 事件直後の警察の対応に、被害者が異を唱えたときの対応（これに対する警察側の対応が、被害者の不信をさらに募らせ、悪循環を招くように見える場合がある。）

以上です。

(平成17年6月3日)